（削る）

二　（略）

ホ　介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

⑴～⒀　（略）

⒁　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対

2　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑴　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

㈡　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑵　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

㈢　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑶　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑷　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

㈤　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑸　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

㈥　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑹　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

㈦　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑺　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

㈧　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑻　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

㈨　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑼　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

㈩　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑽　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

（十一）　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑾　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

（十二）　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑿　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

（十三）　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒀　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

（十四）　介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒁　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

二　（略）

ホ　介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

⑴～⒀　（略）

⒁　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用